

佐賀県介護員養成研修受講支援補助金 Q & A

補助制度の概要	3
Q1 補助制度の概要は？	3
補助対象	3
Q2 いつからいつまでに行われた介護職員初任者研修、生活援助従事者研修が補助金の対象となるのか。	3
Q3 通信講座でも対象となるか。	3
Q4 県外の研修機関で介護職員初任者研修、生活援助従事者研修を受講した場合でも対象となるか。	3
Q5 補助要件の就労先となる「介護事業所等」とは。	3
Q6 県内で介護職員初任者研修、生活援助従事者研修を修了し、県外の介護事業所等で勤務している場合は対象となるか。	4
Q7 介護職員が県外に在住又は県外に住民登録している場合、対象となるのか。	4
Q8 高校生などは対象となるか。	4
Q9 研修受講前から介護事業所等で勤務している人も、研修修了後に新たに勤務した人も対象となるのか。	4
Q10 採用予定の段階で補助金の交付申請はできないのか。	4
Q11 申請時点で「引き続き勤務する意思」が必要とされているが、引き続きの勤務として、どの程度の期間が求められるのか。	4
Q12 「在職証明及び勤務継続の意思等の確認書」を提出して補助金の交付を受けたが、実際にはしばらくして事業所を退職した場合、補助金はどうなるのか。	4
Q13 研修の受講開始後に同じ法人の県内の別の事業所に異動になった場合や、退職して再就職した場合は補助対象となるのか。	5
Q14 介護職員とは。	5
Q15 派遣社員として介護保険事業所に就労している場合は補助対象となるか。	5
Q16 非常勤の介護職員として就労している場合は、補助対象となるか。	5
Q17 補助金の申請時点で「勤務」する必要があるが、具体的にはどの時点を指すのか。	5
Q18 「受講者支援」について、研修を修了してから就業するまでの空白期間が、どの程度まで許されるのか。	5
Q19 従業者が外国籍の場合は補助の対象となるか。	5
Q20 国のキャリアアップ助成金等、他の補助金を受けている場合は対象となるか。	5
Q21 国等から受講料の一部のみ助成を受けている場合、残りの自己負担分に補助金は出ないのか。	5
Q22 従業者に対して受講経費を貸し付けた場合、その貸付金は補助の対象となるか。	6
Q23 介護福祉士の資格保有者が介護職員初任者研修、生活援助従事者研修を受講して補助金を受けることはできるか。	6
Q24 生活援助従事者研修の受講料の補助金を既に受けている場合、同一人物が介護職員初任者研修の	

受講料の補助金も受けることができるのか。	6
対象経費	6
Q25 補助対象となる経費は。	6
Q26 消費税は対象となるのか。	6
Q27 受講料として 15 万円 を負担した場合の補助額はいくらか。	6
Q28 介護職員本人が受講料 10 万円 を負担しており、当該職員を雇用する事業者が、介護職員に資格取得助成のため2万円の支給金を支給した場合は、補助金額はどうなるか。	7
Q29 通学の交通費は補助対象か。	7
Q30 受講経費を分割払いした場合に生じる手数料は補助対象か。	7
Q31 介護職員初任者研修、生活援助従事者研修の修了試験に合格できなかったため、再試験等の追加費用を負担した場合、追加費用は補助対象となるのか。	7
申請関係等	7
Q32 予算額を超える申請があった場合はどうなるのか。	7
Q33 申請の要件を満たす者が、補助金の申請期限をこえたらどうなるのか。	7
Q34 研修受講前に県に申請書等の書類は提出しなくてもよいのか。	7
Q35 補助金交付申請時には勤務していたが、補助金交付請求書を提出する時点で、退職してしまった場合はどうなるのか。	8
支払い・領収関係	8
Q36 受講経費を銀行振込やコンビニなどで支払ったため、振込明細や振込受領書などしかない場合でも請求は可能か。	8
Q37 受講経費をクレジットカード払いにしたため、領収書がない場合はどうするのか。	8
Q38 領収書はコピーでもよいのか。	8
Q39 領収書の宛名が受講者や事業者といった補助金申請者以外の者である場合は有効か。	8
Q40 受講経費を分割払いとした結果、申請時に受講費が完納されていない場合、申請は可能か。 ..	8
Q41 領収書を紛失してしまった場合はどうすればよいのか。	8

補助制度の概要

Q1 補助制度の概要は？

A 補助金の区分には、研修を受講した個人が対象となるもの（「受講者支援」区分といいます。）と介護事業所等を運営する法人が対象となるもの（「事業者支援」区分といいます。）の2種類があります。

「受講者支援」は、個人が受講料を負担し、介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修を受講して県内の介護事業所等に介護職員として就業（勤務）した場合、当該個人に補助金を交付するものです。研修受講前から介護職員として就業（勤務）している場合も、補助金交付の対象となります。

「事業者支援」は、事業者（法人）が、自ら運営する県内の介護事業所等に勤務する介護職員の介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修の受講料を負担した場合、当該事業者に補助金を交付するものです。

「事業者支援」については、事業者が介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修の研修実施機関に直接受講料を支払った場合のほか、介護職員（個人）が負担した受講料の全部又は一部に対して支給金を給付（介護職員に対する金銭の給付）した場合にも補助対象となります。

なお、「事業者支援」は、現に介護職員である者だけでなく、介護職員として勤務予定の者の受講料を事業者が負担した場合も補助金の交付対象となります（ただし、介護事業者が補助金の交付申請をする時には、勤務している必要があります。）。

補助対象

Q2 いつからいつまでに行われた介護職員初任者研修、生活援助従事者研修が補助金の対象となるのか。

A 平成29年4月1日以降に「修了」する研修が対象です。よって、平成29年3月以前に開講した研修であっても、平成29年4月1日以降に「修了」するものは対象となります。

なお、今年度の補助金の受付期間を令和2年3月中旬頃までとする予定ですので、令和2年3月中旬以降に修了する研修や令和2年3月中旬までに修了した研修でも申請が間に合わなかった場合には、来年度の補助金の対象とする予定です（ただし、現時点では来年度の補助事業実施は確定ではありません。）。

Q3 通信講座でも対象となるか。

A 都道府県の指定を受けた研修事業者が実施する講座であれば、通信講座も対象となります。

Q4 県外の研修機関で介護職員初任者研修、生活援助従事者研修を受講した場合でも対象となるか。

A 対象となります。

Q5 補助要件の就労先となる「介護事業所等」とは。

A 補助金交付要綱の「別表」に記載する県内の事業所であることが必要です。例えば、介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等の事業所、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス等のほか障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業所も対象となります。詳しくは「別表」をご覧ください。

Q6 県内で介護職員初任者研修、生活援助従事者研修を修了し、県外の介護事業所等で勤務している場合は対象となるか。

A 対象外です。

「受講者支援」（個人による補助金申請）も、「事業者支援」（事業者による補助金申請）の場合も、「県内の介護事業所等」に介護職員として勤務する必要があります。

Q7 介護職員が県外に在住又は県外に住民登録している場合、対象となるのか。

A 居住地は問いません。対象となります。

Q8 高校生などは対象となるか。

A 学校での授業による介護職員初任者研修、生活援助従事者研修のカリキュラムの受講は補助金の対象外となります。

また、学生が、在学のままアルバイトの形で補助金を受けることはできません。

Q9 研修受講前から介護事業所等で勤務している人も、研修修了後に新たに勤務した人も対象となるのか。

A 「受講者支援」区分は、研修前後の就労状況にかかわらず申請時点で県内の介護保険事業所に介護職員として勤務し、引き続き継続して勤務する意思があることが必要です。

「事業者支援」区分は、従業者が研修受講前から当該事業者の設置する県内の介護事業所等で介護職員として勤務し、事業者による補助金申請時点において引き続き継続して勤務する意思があることが必要です。なお、「事業者支援」は、介護職員として従事予定の者の受講料を事業者が負担し、補助金申請時点で勤務している場合も補助金の交付対象となります。

Q10 採用予定の段階で補助金の交付申請はできないのか。

A 「受講者支援区分」「事業者支援区分」とともに、採用予定の段階では申請できません。

勤務開始以降に補助金の交付申請をしていただくことになります。

Q11 申請時点で「引き続き勤務する意思」が必要とされているが、引き続きの勤務として、どの程度の期間が求められるのか。

A 申請時点で、引き続き勤務する明確な意思があればよく、必要な勤務期間を設定するわけではありません。なお、補助金の申請時点で、引き続き勤務する意思があることを確認した書面を提出していただくこととしています。

Q12 「在職証明及び勤務継続の意思等の確認書」を提出して補助金の交付を受けたが、実際にはしばらくして事業所を退職した場合、補助金はどうなるのか。

A 補助金交付申請時において勤務継続の意思が必要ですが、その後、事情があって退職された場合は、補助金の返還は求めません。ただし、補助金の交付後、あまり間をおかずに退職するような事態は極力避けるべきであり、補助金交付申請時点で勤務継続の意思をしっかりと確認してください。

Q13 研修の受講開始後に同じ法人の県内の別の事業所に異動になった場合や、退職して再就職した場合は補助対象となるのか。

A 「事業者支援」については、研修の受講開始後に同一法人内で県内の事業者から別の県内の事業所へ異動になった場合については、補助対象となります。しかしながら、研修の受講開始後から補助金申請をするまでに事業所を退職したような場合には、当該者に係る「事業者支援」の補助金交付申請はできません。

「受講者支援」については、個人による申請ですので、研修受講時点で県内の介護事業所等で就業していれば補助金の申請は可能です（研修受講開始時と補助金申請時点で別の県内の介護事業所等に勤務していても差し支えありません。）。

Q14 介護職員とは。

A 補助金交付要綱の「別表」に定める県内の介護保険事業所等において、利用者に対し直接介護サービスを行う介護職の職員を指します。他の職種にもっぱら従事している人やボランティアは除きます。判断に迷うケースは県長寿社会課にご相談ください。

Q15 派遣社員として介護保険事業所に就労している場合は補助対象となるか。

A 派遣社員は、補助金交付要綱に定める従業者には該当せず対象となりません。

Q16 非常勤の介護職員として就労している場合は、補助対象となるか。

A 常勤・非常勤を問わず、補助対象要件を満たしていれば対象となります。

Q17 補助金の申請時点で「勤務」する必要があるが、具体的にはどの時点を指すのか。

A 勤務は、原則として契約書等に定められた勤務開始日となります。ただし、契約書上の勤務開始日と実際に勤務を開始する日まで期間が空くような場合は、実際の勤務開始日をとることになります。

Q18 「受講者支援」について、研修を修了してから就業するまでの空白期間が、どの程度まで許されるのか。

A 研修で学んだ知識等を現場で生かす観点から、研修修了後長い期間をおかず就業するのが望ましいと考えています。

Q19 従業者が外国籍の場合は補助の対象となるか。

A 国籍は問いません。

Q20 国のキャリアアップ助成金等、他の補助金を受けている場合は対象となるか。

A 介護職員初任者研修、生活援助従事者研修の受講経費に関する補助を受けている場合は対象外となります。

Q21 国等から受講料の一部のみ助成を受けている場合、残りの自己負担分に補助金は出ないのか。

A 受講料に対し、一部でも国等の公的な助成があれば補助金の対象とはなりません。

なお、国等の委託や助成で受講料が無料になっている場合、テキスト代のみ補助するようなことはできません。

Q22 従業者に対して受講経費を貸し付けた場合、その貸付金は補助の対象となるか。

A 「事業者支援」については、受講に係る資金を従業者に貸し付けたとしても補助対象とはなりません。従業者が受講費用を借り入れて受講した場合は「受講者支援」の対象にはなりません。

Q23 介護福祉士の資格保有者が介護職員初任者研修、生活援助従事者研修を受講して補助金を受けられることはできるか。

A 介護福祉士は介護職員のキャリアパスの中で上位に位置づけられており、介護職員初任者研修、生活援助従事者研修を受講する必要性が認められませんので、補助制度の活用はできません。

Q24 生活援助従事者研修の受講料の補助金を既に受けている場合、同一人物が介護職員初任者研修の受講料の補助金も受けることができるのか。

A 既に生活援助従事者研修の受講支援補助金を受けている場合でも、同一人物がスキルアップを目標に介護職員初任者研修を受講し、介護職員初任者研修の受講支援補助金を受けることは可能です。

ただし、介護職員初任者研修の資格保有者が、生活援助従事者研修を受講修了した場合には補助制度の活用はできません。介護職員初任者研修は介護職員のキャリアパスの中で生活援助従事者研修の上位に位置づけられており、介護職員初任者研修の資格保有者が生活援助従事者研修を受講する必要性が認められないからです。

また、生活援助従事者研修の補助を受けている者が、介護職員初任者研修の受講料の補助を受けることができる場合は、生活援助従事者研修の資格取得日以降に開講する介護職員初任者研修課程に限ります。

対象経費

Q25 補助対象となる経費は。

A 介護職員初任者研修、生活援助従事者研修の受講料（必須テキスト代含む）が補助対象となります。振込手数料、補講料及び追試受験料等は補助対象外です。なお、受講料の一部にでも国等の公的な助成が入っていれば補助金の対象とはなりません。また、国等の委託や助成で受講料が無料になっている場合、テキスト代のみ補助するようなことはできません。

Q26 消費税は対象となるのか。

A 消費税を補助対象経費から除外する必要はありません。上記のとおり振込手数料、補講料等を除いた額が補助対象となります。

なお、事業者支援の区分については、消費税等仕入控除税額が確定した後に当該額の報告を行ってください。（消費税等仕入控除税額が0円となる場合でも報告してください。）

Q27 受講料として15万円を負担した場合の補助額はいくらか。

A 補助上限の5万円が補助額です。

Q28 介護職員本人が受講料 10 万円を負担しており、当該職員を雇用する事業者が、介護職員に資格取得助成のため 2 万円の支給金を支給した場合は、補助金額はどうか。

A 受講料 10 万円に対する補助金額は 5 万円となります。これを受講者個人と事業者の負担割合で按分します。

受講者支援区分（受講者個人）：5 万円 × (8/10) = 4 万円

事業者支援区分（事業者）：5 万円 × (2/10) = 1 万円

なお、宛名が介護職員本人となっている領収書及び補助事業者が介護職員に支払った支給金（給与・賃金・諸手当等と明確に区別できるもの）の明細書の写しを補助金交付申請書に添付してください。

Q29 通学の交通費は補助対象か。

A 対象外です。

Q30 受講経費を分割払いした場合に生じる手数料は補助対象か。

A 対象外です。

Q31 介護職員初任者研修、生活援助従事者研修の修了試験に合格できなかったため、再試験等の追加費用を負担した場合、追加費用は補助対象となるのか。

A 再試験等の追加費用については、対象外とします。

申請関係等

Q32 予算額を超える申請があった場合はどうか。

A 先着順とし、予算の範囲内での対応となりますが、来年度の申請は可能です（ただし、来年度の補助事業の継続は、現時点で確定したものではありません。）。

Q33 申請の要件を満たす者が、補助金の申請期限をこえたらどうか。

A 今年度の補助金の受付期間を令和 2 年 3 月中旬頃までとする予定ですので、これを超えた場合には基本的に受け付けることはできません。なお、令和 2 年 3 月中旬以降に修了する研修や令和 2 年 3 月中旬までに修了した研修でも申請が間に合わなかった場合には、来年度の補助金の対象とする予定です（ただし、来年度の補助事業の継続は、現時点で確定したものではありません。）。

Q34 研修受講前に県に申請書等の書類は提出しなくてもよいのか。

A 研修受講前に書類を提出する必要はありません。補助要件を満たした時点で、速やかに提出してください。

補助金申請の受付終了期限近くに申請される場合、予算に余裕があるか、あらかじめ確認されることをお勧めします。

Q35 補助金交付申請時には勤務していたが、補助金交付請求書を提出する時点で、退職してしまった場合はどうなるのか。

A 受講者支援区分、事業者支援区分いずれについても、補助金交付申請時に勤務していたとしても、請求書の提出時点で退職している場合、補助金交付申請時において引き続き勤務する意思がなかったものとして、補助金の交付はできません。

よって、補助金交付申請時点で、勤務継続の意思があることをしっかりと確認のうえ手続きを行ってください。仮に、補助金交付申請時に勤務継続の意思があいまいな状態の場合には、申請そのものを行うべきではありません。

支払い・領収関係

Q36 受講経費を銀行振込やコンビニなどで支払ったため、振込明細や振込受領書などしかない場合でも請求は可能か。

A 領収書の原本又は写しが必要ですので、研修事業者に領収書の発行を依頼してください。

Q37 受講経費をクレジットカード払いにしたため、領収書がない場合はどうするのか。

A 領収書の原本又は写しが必要ですので、研修事業者に領収書の発行を依頼してください。クレジットカード払いの場合も同様に領収書が必要となります。なお、研修実施機関において、領収書の発行が困難な場合は、支払った金額等が分かる資料で領収書に代えることが可能な場合がありますので、県に相談してください。

Q38 領収書はコピーでもよいか。

A 写しでも原本でも構いませんが、可能な限り原本を提出するようにしてください。

Q39 領収書の宛名が受講者や事業者といった補助金申請者以外の者である場合は有効か。

A 「受講者支援」の場合は、受講者＝領収書の宛名の場合に補助金申請ができます。

「事業者支援」の場合は、事業者が研修受講料を直接負担したのであれば、事業者（＝補助金申請者）宛の領収書が必要となります。一方、事業者が支給金を従業者に支給した場合には、従業者が研修実施機関に受講料を支払ったことがわかる資料と支給金の内容がわかる資料を添えて申請してください。

Q40 受講経費を分割払いとした結果、申請時に受講費が完納されていない場合、申請は可能か。

A 申請時に完納されていない場合は、対象となりません。

Q41 領収書を紛失してしまった場合はどうすればよいか。

A 費用の負担状況を確認できなければ補助金の交付ができませんので、研修事業者に再発行を依頼してください。なお、研修実施機関において、領収書の再発行が困難な場合は、支払った金額等が分かる資料で領収書に代えることが可能な場合がありますので、県に相談してください。